

**厚生労働科学研究費補助金**

**健康安全・危機管理対策総合研究事業**

**クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および  
効果的な衛生管理手法の確立**

**令和4年度 総括研究報告書**

**研究代表者 林 俊治**

**令和5（2023）年5月**

## 目 次

1. 研究の目的	3
2. 研究の方法	4
3. 新しい業務形態の調査（資料 1 ～ 6）	5
4. 衣類の受け渡し場所の細菌汚染調査（資料 7 ～ 10）	5
5. 検出された菌の病原性	7
6. 想定される感染事故とその予防	8
7. 健康危険情報	9
8. 研究発表	9
9. 知的財産権の出願・登録状況	9
研究成果の刊行に関する一覧表	10
資料 1 ～ 10	11～23

クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立

研究代表者 林俊治 北里大学・医学部・教授

**研究要旨** クリーニング業は不特定多数の顧客より衣類の洗濯を依頼される業種である。しかし、これらの衣類に病原微生物が付着している可能性があり、汚染衣類によって感染事故が発生するリスクがある。従来のクリーニング業においては、顧客が衣類をクリーニング引き受け店に渡し、クリーニング工場にて洗濯された後、顧客が引き受け店で衣類を受け取るといった業務形態が長年続けられてきた。しかし近年、従来の方法とは異なる衣類の受け渡し方法を用いる業務形態が生まれてきている。そこで、本研究において我々はこれらの新しい業務形態の実態調査を行った。その結果、屋外に設置したロッカー、宅急便、コンビニエンスストアを用いて衣類の受け渡しを行う業者が現れてきていることが判明した。さらに、これらとはやや異なるが、洗濯代行業といった業種も出現している。我々はこれらの新しい業務形態の安全性を感染リスクという視点から検証する目的で、衣類の受け渡し場所の細菌汚染調査を行った。現在のところ、緊急に注意を喚起すべきデータは得られていないが、適切な消毒を欠いた場合、受け渡し場所の細菌汚染が経時的に増加していくことが判明している。今後、新しい業務形態の利用実態を調査し、クリーニング業における衣類の受け渡し方法が将来的にどうあるべきかについて提言を行う予定である。

## 研究分担者

清 和成 北里大学・医療衛生学部・教授  
伊藤 道子 北里大学・看護学部・准教授  
中村 正樹 北里大学・医学部・講師  
角田 正史 防衛医科大学校・医学科・教授  
金山 敦宏 防衛医科大学校・防衛医学研究センター・助教  
笹原 鉄平 自治医科大学・医学部・准教授

## 1. 研究の目的

クリーニング業は不特定多数の顧客より衣類の洗濯を依頼される業種である。しかし、これ

らの衣類に病原微生物が付着している可能性があり、汚染衣類によって感染事故が発生するリスクがある。そこで、クリーニング業の安全を確保するために、「クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令）」および「クリーニング業における衛生管理要領について（昭和 57 年厚生省環境衛生局通知）」が定められている。

従来のクリーニング業においては、顧客が汚れた衣類をクリーニング引き受け店に渡し、クリーニング工場にて洗濯された後、顧客が引き受け店で洗濯済みの衣類を受け取るといった業務形態が長年続けられてきた。この中でクリー

ニング引き受け店は上記の規則や要領に従って安全管理に努めてきた。しかし近年、従来の方法とは異なる衣類の受け渡し方法を用いる業務形態が生まれてきている。しかし、これらの新しい業務形態と現行制度の整合性は十分に検討されていない。また、衛生学的な安全性の検証もほとんど行われていない。

本研究の第一の目標は、クリーニング業における新しい業務形態の実態を明らかにすることである。具体的には、新たに出現した衣類の受け渡し方法にはどのようなものがあるのかをリストアップし、それらがどれくらい利用されているのかを明らかにする。

本研究の第二の目標は、上記でリストアップされた業務形態の安全性の検証である。具体的には、まず現行制度との整合性を検討する。さらに、感染リスクという視点から、これらの新しい業務形態の衛生学的な安全性を細菌学的に検証する。

以上の検討結果を基に、クリーニング業における衣類の受け渡し方法が将来的にどうあるべきかについて提言を行う。

## 2. 研究の方法

### 1) 企業側を対象とした新しい業務形態の調査

新しい衣類の受け渡し方法を採用している企業は、主にインターネットなどに広告を出している。そこで、検索エンジンを用いて、これらの企業をリストアップし、新しい衣類の受け渡し方法としてはどのようなものがあるかを明らかにする。さらに、新聞や雑誌に掲載された広告および宣伝用のチラシなども収集し、それらを基にした調査も行う。

### 2) 顧客を対象とした新しい業務形態の調査

クリーニング業の顧客となる一般市民を対象

として、インターネットを用いたアンケート調査を行う。新しい衣類の受け渡し方法を用いたことのある市民の比率、そのような衣類の受け渡しを行う頻度などについて評価を行う。調査対象は成人の市民全般となる。質問内容としては、回答者の属性に関する基本的事項の他に、クリーニング業の利用状況についての質問を行う。

### 3) 衣類の受け渡し環境の細菌汚染調査

細菌汚染調査を行う衣類の受け渡し方法のカテゴリーは以下の通りである。

- ① 従来のクリーニング引き受け店における衣類の受け渡し
- ② ロッカーを用いた衣類の受け渡し
- ③ 宅急便を用いた衣類の受け渡し
- ④ コンビニエンスストアにおける衣類の受け渡し

衣類の受け渡しを行う場所の環境表面を、スタンプ培地（環境表面を調査する目的で作られた培地）を用いて調査した。調査は1日1回6日間連続で行った。この間、衣類の受け渡し場所の消毒・清拭を行わなかった。

上記と同様の調査を行った。ただし、衣類の受け渡し場所を毎日1回「エタノール含侵ワイプ」で清拭してもらった。

上記と同様の調査を行った。ただし、衣類の受け渡し場所を毎日1回「消毒薬を含まないワイプ」で清拭してもらった。

検出された菌株の菌種同定は、生化学的性状の解析、飛行時間型質量分析法（TOF-MS）、遺伝子解析などの方法を組み合わせて行った。さらに、検出された菌株の病原遺伝子や薬剤耐性遺伝子の有無について PCR を用いて調査する予定だが、これについては未着手である。

### 3. 新しい業務形態の調査

#### 1) 企業側を対象とした新しい業務形態の調査

クリーニング業における衣類の引き渡し方法として、以下の方法がリストアップされた。

- ① 従来のクリーニング店における衣類の受け渡し
- ② 店舗併設型ロッカーを用いた衣類の受け渡し
- ③ 公共の場に設置されたロッカーを用いた衣類の受け渡し
- ④ 宅急便を用いた衣類の受け渡し
- ⑤ コンビニエンスストアでの衣類の受け渡し

以上の方法とは概念が異なるものとして、⑥洗濯代行業なるものが現れてきている。これについては、クリーニング業のカテゴリーに入れてよいものなのか疑問と判断している。

以上については資料 1～6 にまとめた。

#### 2) 顧客を対象とした新しい業務形態の調査

クリーニング業における新たな衣類の受け渡し方法の利用状況について一般市民を対象にアンケート調査を行う予定である。この調査の準備は整っているが、倫理審査委員会の承認がまだ得られていないので調査を開始できないでいる。この承認が取れ次第、調査を開始する予定である。

### 4. 衣類の受け渡し場所の細菌汚染調査

#### 1) クリーニング引き受け店の店内環境の細菌汚染

対象と方法：協力店舗は 5 店舗である。クリーニング引き受け店の多くは週に 1 回の定休日を設けている。定休日の翌日の始業の前に、調査箇所（衣類を受け付ける場所および衣類を返却する場所）を清拭および消毒した。調査箇所

の環境表面の細菌汚染をスタンプ培地を用いて調査した。この調査を 1 日に 1 回（終業時）6 日間連続で行った。この間、調査箇所の清掃は行わなかった。

結果：研究開始日の検出菌数は少なかった。しかし、日が進むにつれ、検出される細菌数が増加した。衣類を返却する場所に比べ、衣類を受け付ける場所の方がやや多数の細菌が検出された。検出細菌の多くは、バシラス属、ブドウ球菌属、コリネバクテリウム属および真菌であった。以上の傾向は、調査したどの店舗でも同様に見られた。店舗間で大きな結果の違いは見られなかった。以上の結果は資料 7 にまとめた。

考察：クリーニング引き受け店における衣類の受け渡し場所は常にある程度の量の細菌に汚染されていると考えなくてはならない。衣類を返却する場所より衣類を受け付ける場所の方が汚染されている。したがって、この両者の分別は確実に行わなくてはならない。

汚染菌種は、生活環境中に存在する菌（バシラス属、真菌）の他に、ヒトの皮膚由来の細菌（ブドウ球菌属、コリネバクテリウム属）が存在することから、衣類に起因する細菌汚染が起きていると考えるべきである。

#### 2) クリーニング引き受け店の店内環境の細菌汚染の除去

対象と方法：協力店舗は 5 店舗である。定休日の翌日の始業の前に、調査箇所（衣類を受け付ける場所および衣類を返却する場所）を清拭および消毒した。調査箇所の環境表面の細菌汚染をスタンプ培地を用いて調査した。この調査を 1 日に 1 回（終業時）6 日間連続で行った。この間、始業時と終業時の間に必ず 1 日に 1 回、以下のワイプを用いて調査箇所の清拭を行ってもらった。使用したワイプはエタノール含侵ワ

イブと消毒薬を含まないワイブの2種類である。

結果：1日1回の清拭を行うだけで、衣類を返却する場所も衣類を受け付ける場所も検出される菌数は少ないままであった。消毒薬（エタノール）を含侵するワイブを用いた場合も、消毒薬を含まないワイブを用いた場合も、同様の結果が得られた。以上の傾向は、調査したどの店舗でも同様に見られた。店舗間で大きな結果の違いは見られなかった。以上の結果は**資料8**にまとめた。

考察：1日1回の清拭を行うだけで、クリーニング引き受け店における衣類の受け渡し場所は細菌汚染を最小限に抑えることができる。清拭に用いるワイブは消毒薬を含むものであっても、含まないものであっても、その効果に大きな違いはない。これはワイブによる物理的除菌効果が大きいことによるものと考えられる。

### 3) クリーニング引き受け店に併設されたロッカー内の細菌汚染

対象と方法：協力店舗は5店舗である。定休日の翌日の始業の前に、店外に設置した衣類の受け渡し用のロッカーの内部を清拭および消毒した。ロッカーの底面部の環境表面の細菌汚染をスタンプ培地を用いて調査した。この調査を1日に1回（終業時）6日間連続で行った。この間、調査個所の清掃は行わなかった。

結果：研究開始時の検出菌数は少なかった。しかし、日が進むにつれ、検出される細菌数が増加した。店内の環境に比べると、ロッカー内部の方が多くの菌が検出される傾向が認められた。検出細菌の多くは、バシラス属、ブドウ球菌属、コリネバクテリウム属および真菌であった。店内の環境に比べ多くのバシラス属が検出される傾向が認められた。以上の傾向は、調査したどの店舗でも同様に見られた。店舗間で大きな

結果の違いは見られなかった。以上の結果は**資料9**にまとめた。

考察：クリーニング引き受け店が店外に設置したロッカーの内部は常にある程度の細菌に汚染されていると考えなくてはならない。ロッカーを用いた場合、同じ場所で衣類の受け付けと返却を行うこととなるが、これについては懸念がある。

汚染菌種は、生活環境中に存在する菌（バシラス属、真菌）の他に、ヒトの皮膚由来の細菌（ブドウ球菌属、コリネバクテリウム属）が存在することから、ロッカー内部の細菌汚染も衣類に起因すると考えるべきである。

### 4) クリーニング引き受け店に併設されたロッカー内の細菌汚染の除去

対象と方法：協力店舗は5店舗である。定休日の翌日の始業の前に、店外に設置した衣類の受け渡し用のロッカーの内部を清拭および消毒した。ロッカーの底面部の環境表面の細菌汚染をスタンプ培地を用いて調査した。この調査を1日に1回（終業時）6日間連続で行った。この間、始業時と終業時の間に必ず1日に1回、以下のワイブを用いてロッカー内部の清拭を行ってもらった。使用したワイブはエタノール含侵ワイブと消毒薬を含まないワイブの2種類である。

結果：1日1回の清拭を行うだけで、ロッカー内部から検出される菌数は少ないままであった。消毒薬（エタノール）を含侵するワイブを用いた場合も、消毒薬を含まないワイブを用いた場合も、同様の結果が得られた。以上の傾向は、調査したどの店舗でも同様に見られた。店舗間で大きな結果の違いは見られなかった。以上の結果は**資料10**にまとめた。

考察：1日1回の清拭を行うだけで、クリーニ

ング引き受け店が店外に設置したロッカー内部の細菌汚染は最小限に抑えることができる。清拭に用いるワイプは消毒薬を含むものであっても、含まないものであっても、その効果に大きな違いはない。

#### 5) 公共の場に設置されたロッカー内の細菌汚染

現在のところ、公共の場に設置されたロッカーを用いて衣類の受け渡しを行っている業者からの協力は得られていない。

このような業務形態は全国でもまだ珍しく、そもそも業者が少ないという事情がある。特に関東ではこのような業務形態はほとんど見られない。これについては、九州地方でこのような業務形態を取っている業者が見つかったので、その業者と交渉中である。

#### 6) 衣類の受け渡しを行っている宅急便業者のカウンターの細菌汚染

クリーニング業者と異なり、宅急便業者の協力の獲得は難航した。しかし、ようやく5つの協力店舗を獲得することができ、調査を開始したところである。したがって、現時点では報告できるだけのデータはない。

#### 7) 衣類の受け渡しを行っているコンビニエンスストアのカウンターの細菌汚染

クリーニング業者と異なり、コンビニエンスストアの協力の獲得は難航した。また、クリーニングを行う衣類の受け渡しを引き受けているコンビニエンスストアチェーンは一部にとどまっている。しかし、ようやく5つの協力店舗を獲得することができ、調査を開始したところである。したがって、現時点では報告できるだけのデータはない。

#### 8) 洗濯代行業の細菌汚染

洗濯代行業は衛生管理の状況が最も気になる業態なのだが、決められた衣類の受け渡し場所がそもそも存在しないため、上記のような細菌汚染調査を行うことが難しい。これについては、調査方法を検討している段階で、具体的な調査に進めていない。

### 5. 検出された菌の病原性

#### 1) バシラス属

環境から検出されたバシラス属は非病原性の枯草菌もしくは病原性のセレウス菌であった。枯草菌は納豆を作るのに使われている菌であり、ほぼ無害と考えてよい。しかし、セレウス菌は食中毒の原因菌である。

セレウス菌を含むバシラス属は芽胞を形成する。この芽胞は加熱、乾燥、紫外線などに耐性である。煮沸（100℃の加熱）でも死滅しない。また、芽胞は各種消毒薬にも耐性を示す。低レベル消毒薬や中レベル消毒薬で芽胞を殺すことはできない。芽胞を殺すためには、高レベル消毒薬を用いる必要がある。しかし、高レベル消毒薬はヒトにも毒性が強く、クリーニング業界で使用できるものではない。芽胞を除去するためには、消毒を行うより物理的な清拭によって取り除く方が現実的である。

#### 2) ブドウ球菌属

環境から検出されたブドウ球菌属のほとんどは低病原性のコアグラージェ陰性ブドウ球菌（CNS）である。CNSは健常人にはほぼ無害と考えてよいが、免疫不全者には病原性を示すことがある。しかし、環境から病原性の黄色ブドウ球菌も検出されている。この菌は健常人にも化膿性の炎症を引き起こす。また、黄色ブドウ球菌の中でも、特殊な病原遺伝子を持つものは

特徴的な疾患を起こす。例えば、エンテロトキシンの遺伝子を持つ黄色ブドウ球菌は食中毒を起こす。環境から検出された黄色ブドウ球菌における特殊な病原遺伝子の有無については今後の検討課題である。

ブドウ球菌は多くの消毒薬に感受性であり、アルコール含侵ワイプで清拭することにより十分に除菌することが可能である。

### 3) コリネバクテリウム属

環境から検出されたコリネバクテリウム属の中に、ジフテリア菌のような高病原性の菌種は見つからなかった。その多くはヒトの皮膚の常在菌であり、病原性のほとんどない菌種と思われる。しかし、これらの菌種も免疫不全者には病原性を示すという報告があり、完全に無害とは言い切れない。

コリネバクテリウム属は多くの消毒薬に感受性であり、アルコール含侵ワイプで清拭することにより十分に除菌することが可能である。

### 4) グラム陰性菌

環境からグラム陰性菌が検出されることは稀である。検出されたとしても、その多くは低病原性のブドウ糖非発酵グラム陰性桿菌（NF-GNR）であった。NF-GNRは健常人には病原性を示さないが、免疫不全者には病原性を示す菌として有名である。

NF-GNRは多くの消毒薬に感受性であり、アルコール含侵ワイプで清拭することにより十分に除菌することが可能である。

### 5) 真菌

今回の研究で環境から検出された真菌は、菌種の同定をまだ行っていないので、現時点で病原性について議論することは難しい。ただ、一

般論でいうなら、強い病原性を持っているとは考えにくい。ただし、免疫不全者に病原性を示す可能性はある。また、真菌はアレルギー（アレルギーの原因物質）になる可能性がある。

通常細菌に比べて、真菌は消毒薬にやや耐性である。しかし、アルコール含侵ワイプで清拭することにより十分に除菌することが可能である。

## 6. 想定される感染事故とその予防

クリーニング業に持ち込まれる汚れた衣類が細菌に汚染されている以上、衣類の受け渡し場所が細菌に汚染されることを完全に防ぐことはできない。

本研究で得られたデータを見る限り、衣類の受け渡し場所の細菌汚染は緊急の介入を要するほど危険なものではない。しかし、検出された細菌の中には食中毒の原因菌として重要なセレウス菌と黄色ブドウ球菌が含まれていることは注意しなくてはならない。クリーニング業の従業員も顧客も家庭では調理を行うことを考えると、これらの菌種による食中毒が起きる可能性は十分にある。また、調理師などの衣類を通常のクリーニング業で扱うことには危険性を感じざるを得ない。

しかし、衣類の受け渡し場所を定期的にアルコール含侵ワイプで清拭していれば、この汚染は低レベルに留まることも本研究で明らかになった。また、消毒薬を含まないワイプによる清拭でも同様の結果が得られている。

したがって、クリーニング業における衣類の受け渡し場所の細菌汚染は衛生上の問題であるが、定期的な清拭や消毒によって十分に解決可能な問題ともいえる。しかし、この定期的な清拭や消毒が行うことが難しい業務形態には問題



があると言わざるを得ない。ロッカーを用いた衣類の受け渡し、宅急便を用いた衣類の受け渡し、コンビニエンスストアにおける衣類の受け渡しなどでは、定期的な清拭や消毒が十分に行われていない現状もあり、これらの業務形態に対して介入を行う必要があるかもしれない。

## **7. 健康危険情報**

現在のところ、ヒトの健康に関して緊急に注意を喚起するデータは得られていない。

## **8. 研究発表**

現在のところ、論文発表および学会発表、共に該当するものはない。

## **9. 知的財産権の出願・登録情報**

知的財産権の出願・登録は行っていない。また、今後も出願・登録を行う予定はない。

## 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍 該当なし

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌 該当なし

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年

## 資料1 クリーニング引き受け店における衣類の受け渡し

### 受け渡しの流れ

- ① 顧客がクリーニング引き受け店に衣類を持ち込む。
- ② 引き受け店の従業員が衣類を確認し、料金を計算する。衣類の種類によって料金は異なるが、衣類1点につきいくらかという形で料金は計算される。
- ③ 顧客が料金を支払い、衣類を預ける。
- ④ 衣類はクリーニング引き受け店からクリーニング工場に送られる。
- ⑤ クリーニング工場で洗濯が行われる。
- ⑥ 洗濯済みの衣類がクリーニング工場からクリーニング引き受け店に戻ってくる。
- ⑦ 顧客がクリーニング引き受け店で洗濯済みの衣類を受け取る。

### 特徴および問題点

- ・ クリーニング引き受け店を介して衣類が顧客とクリーニング工場の間を行き来する古典的な業務形態である。
- ・ 引き受け店の従業員が衣類を確認することができるため、問題のある衣類（指定洗濯物など）が持ち込まれた場合、その衣類の洗濯を断ることができる。
- ・ 顧客は洗濯方法などについて詳細な注文をすることが可能である。
- ・ 顧客は氏名や連絡先を登録している場合が多い。
- ・ クリーニング引き受け店が営業している時間帯でないと、顧客は衣類を預けることも受け取ることもできない。
- ・ 店内の衛生管理はクリーニング引き受け店の従業員に任せられていることが多く、その管理のレベルは店によって異なる。
- ・ 衣類の受け渡しを行う場所の清掃は行われてはいるが、その頻度は店によって異なる。
- ・ 汚染衣類を受け取る場所と洗濯済み衣類を返却する場所は原則として分けられている。しかし、店のスペースが狭いために、この二者の分別が十分でない店もある。

## 資料2 クリーニング引き受け店に併設されたロッカーによる衣類の受け渡し

### 受け渡しの流れ

- ① 顧客がクリーニング引き受け店に併設されたロッカーに衣類と洗濯の注文票を入れる。
- ② 引き受け店の従業員がロッカーから衣類を取り出し、料金を計算する。衣類の種類によって料金は異なるが、衣類1点につきいくらかという形で料金は計算される。
- ③ 衣類はクリーニング引き受け店からクリーニング工場に送られる。
- ④ クリーニング工場で洗濯が行われる。
- ⑤ 洗濯済みの衣類がクリーニング工場からクリーニング引き受け店に戻ってくる。
- ⑥ クリーニング引き受け店は洗濯済みの衣類をロッカーに入れておき、それを顧客が受け取る。
- ⑦ 顧客が電子決済などを用いて料金を支払う。

### 特徴および問題点

- ・ クリーニング引き受け店の顧客サービスとして行われていることが多い。
- ・ ロッカーの設置位置は店舗の入り口の前のことが多い。しかし、店舗が集合住宅に入っている場合、ロッカーを集合住宅の住人が使いやすい場所に設置する例もある。
- ・ 衣類を預ける際はロッカーを用い、受け取りは店頭で行うことも可能である。この場合、衣類を受け取る際に会計を行う。
- ・ 逆に、店頭で衣類を預け、受け取りをロッカーで行うことも可能である。この場合、衣類を預ける際に会計を行う。
- ・ 顧客は氏名や連絡先を登録する必要がある。
- ・ 引き受け店の従業員が衣類を確認することができるため、問題のある衣類（指定洗濯物など）が持ち込まれた場合、その衣類の洗濯を断ることができる。
- ・ クリーニング引き受け店が営業している時間帯以外でも衣類の預けおよび受け取りが可能である。
- ・ ロッカーの衛生管理はクリーニング引き受け店の従業員に任せられていることが多く、その管理のレベルは店によって異なる。
- ・ ロッカー内部の清掃は行われてはいるが、その頻度は店によって異なる。店舗内の清掃に比べると、その頻度は低い傾向がある。
- ・ 汚染衣類を預けるロッカーと洗濯済み衣類を返却するロッカーが分けられていないことが多い。

### 資料3 公共の場に設置されたロッカーによる衣類の受け渡し

#### 受け渡しの流れ

- ① 顧客が公共の場に設置されたロッカーに衣類と洗濯の注文票を入れる。衣類は指定されたバックに入れる必要がある。料金はこのバック1つあたりいくらかという形で計算される。
- ② クリーニング工場と提携した業者がロッカーの中から衣類を取り出し、クリーニング工場に送る。
- ③ クリーニング工場での洗濯が行われる。
- ④ 洗濯済みの衣類がクリーニング工場から提携業者に戻ってくる。
- ⑤ 提携業者は洗濯済みの衣類を指定のバックに入れた状態でロッカーに入れておき、それを顧客が受け取る。
- ⑥ 顧客が電子決済などを用いて料金を支払う。

#### 特徴および問題点

- ・ クリーニング引き受け店を介さず、クリーニング工場がロッカーを用いて衣類を集める業務形態である。
- ・ 提携業者はバック内の衣類を確認することはしない。したがって、クリーニング工場に問題のある衣類（指定洗濯物など）が持ち込まれることがある。その場合、その衣類の洗濯を断ることが難しい。
- ・ 問題のある衣類（指定洗濯物など）をロッカーに入れないように、顧客にインフォメーションを出してはいるが、十分とはいえない。
- ・ 顧客は氏名や連絡先を登録する必要がある。
- ・ 公共の場にロッカーが設置されているので、衣類の預けおよび受け取りの便はよい。
- ・ 衣類の預けおよび受け取りの時間帯はロッカーが設置されている公共の場の管理時間帯に依存する。
- ・ ロッカーの衛生管理は提携業者に任せられており、ロッカー内部の清掃がどの程度行われているのかを確認することができなかった。
- ・ 汚染衣類を預けるロッカーと洗濯済み衣類を返却するロッカーが分けられていないことが多い。

## 資料4 宅急便を用いた衣類の受け渡し

### 受け渡しの流れ

- ① 顧客が衣類と洗濯の注文票を指定のバックもしくは箱に入れ、それを宅急便の荷物としてクリーニング工場に送る。衣類を宅急便業者の窓口で渡してもよいし、業者を自宅に呼んでもよい。料金はこのバックもしくは箱1つあたりいくらかという形で計算される。
- ② クリーニング工場で洗濯が行われる。
- ③ 洗濯済みの衣類がクリーニング工場から顧客に宅急便で送られてくる。
- ④ 顧客は電子決済などを用いて料金を支払う。

### 特徴および問題点

- ・ クリーニング引き受け店を介さず、クリーニング工場が宅急便を用いて衣類を集める業務形態である。
- ・ 宅急便業者は衣類を確認することはしない。したがって、クリーニング工場に問題のある衣類（指定洗濯物など）が持ち込まれることがある。その場合、その衣類の洗濯を断ることが難しい。
- ・ 問題のある衣類（指定洗濯物など）を出さないように、顧客にインフォメーションを出してはいるが、十分とはいえない。
- ・ 顧客は氏名や連絡先を登録する必要がある。
- ・ 宅急便を用いるので、衣類の受け渡しは宅急便業者の業務時間内に行うことになる。
- ・ 宅急便業者の店内の衛生管理は各業者に任せられている。一般に宅急便の受け渡しを行っている場所は頻回に清掃が行われているわけではない。

## 資料5 コンビニエンスストアでの衣類の受け渡し

### 受け渡しの流れ

- ① 顧客が衣類と洗濯の注文票を指定のバックもしくは箱に入れ、それをコンビニエンスストアに預ける。その際に料金を支払う。料金はこのバックもしくは箱1つあたりいくらかという形で計算される。
- ② コンビニエンスストアは衣類を宅急便でクリーニング工場に送る。
- ③ クリーニング工場で洗濯が行われる。
- ④ 洗濯済みの衣類がクリーニング工場から宅急便でコンビニエンスストアに送られてくる。
- ⑤ 顧客はコンビニエンスストアで衣類を受け取る。

### 特徴および問題点

- ・ クリーニング引き受け店を介さず、クリーニング工場がコンビニエンスストアを用いて衣類を集める業務形態である。
- ・ コンビニエンスストアは衣類を確認することはしない。したがって、クリーニング工場に問題のある衣類（指定洗濯物など）が持ち込まれることがある。その場合、その衣類の洗濯を断ることが難しい。
- ・ 問題のある衣類（指定洗濯物など）を出さないように、顧客にインフォメーションを出してはいるが、十分とはいえない。
- ・ 顧客は氏名や連絡先を登録する必要がある。
- ・ コンビニエンスストアは24時間営業しているので、顧客は好きな時間帯に衣類の受け渡しを行うことができる。
- ・ 衣類の受け渡しはコンビニエンスストアのレジで行われるが、ここは食料品なども扱う場所である。
- ・ レジ付近の清掃はコンビニエンスストアの従業員（主にアルバイト）に任せられている。その清掃の方法や頻度は各コンビニエンスストアチェーンのマニュアルによって決められている。

## 資料6 洗濯代行業による衣類の受け渡し

### 受け渡しの流れ

- ① 洗濯代行業者が顧客に自宅に行き、そこで衣類を受け取る。
- ② 洗濯代行業者は自分で所有している洗濯機で預かった衣類の洗濯を行う。洗濯代行業者はコインランドリーの経営者である場合が多く、自分の経営しているコインランドリーで洗濯を行う場合が多い。
- ③ 洗濯代行業者は顧客の自宅に行き、洗濯の済んだ衣類を渡し、代金を支払ってもらう。代金の算出方法は2つある。洗濯物を所定のバッグに入れ、バック1つあたりで代金が産出される場合。衣類の重量で代金が算出される場合。

### 特徴および問題点

- ・ 顧客にとっては自宅で衣類の受け渡しができるので、たいへん楽である。
- ・ クリーニングに出せない（本来なら家庭で洗うべき）衣類の洗濯を依頼できる。具体的には、パンツや靴下の洗濯も依頼できる。
- ・ 明らかに指定洗濯物と判断されるものの洗濯が依頼されている。
- ・ 洗濯の内容およびレベルは通常の家での洗濯と変わらない。
- ・ クリーニング業に含めるべきか、家政婦業の延長と考えるべきか、法的な扱いが曖昧である。（今回の研究の対象になるのかも疑問である。）
- ・ 衛生面の検証は全く行われていない。



## 資料7 クリーニング引き受け店の店内環境の細菌汚染の状況

### 方法

- ① 協力店舗は5店舗である。
- ② クリーニング引き受け店の多くは週に1回の定休日を設けている。
- ③ 定休日の翌日の始業の前に、調査個所（衣類を受け付ける場所および衣類を返却する場所）を清拭および消毒した。
- ④ 調査個所の環境表面の細菌汚染をスタンプ培地（環境表面を調査する目的で作られた培地）を用いて調査した。
- ⑤ この調査を1日に1回（終業時）6日間連続で行った。この間、調査個所の清掃は行わなかった。

### 結果

- ・ 研究開始日は検出菌数は少なかった。しかし、日が進むにつれ、検出される細菌数が増加した。
- ・ 衣類を返却する場所に比べ、衣類を受け付ける場所の方がやや多数の細菌が検出された。
- ・ 詳細な菌種同定は今後の仕事であるが、簡易同定の結果、検出細菌の多くは、バシラス属、ブドウ球菌属、コリネバクテリウム属および真菌であった。
- ・ 以上の傾向は、調査したどの店舗でも同様に見られた。店舗間で大きな結果の違いは見られなかった。

衣類を受け付ける場所（清掃なし）の細菌汚染（細菌数/dm <sup>2</sup> ）						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
店舗A	8	22	21	45	59	68
店舗B	5	31	35	44	51	65
店舗C	8	16	15	22	39	49
店舗D	9	21	25	24	49	52
店舗E	10	25	36	41	56	65

衣類を返却する場所（清掃なし）の細菌汚染（細菌数/dm <sup>2</sup> ）						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
店舗A	5	20	21	31	41	51
店舗B	7	18	25	33	44	49
店舗C	8	13	15	20	26	38
店舗D	10	15	20	22	39	45
店舗E	9	22	31	35	45	51

## 考察

- ・ クリーニング引き受け店における衣類の受け渡し場所は細菌に汚染されている。
- ・ 衣類を返却する場所より衣類を受け付ける場所の方が汚染されている。
- ・ 清掃を行わないと、汚染菌量は増加する。
- ・ 汚染菌種は、生活環境中に存在する菌（バシラス属、真菌）の他に、ヒトの皮膚由来の細菌（ブドウ球菌属、コリネバクテリウム属）が存在することから、衣類に起因する細菌汚染が起きていると考えるべきである。

## 資料 8 クリーニング引き受け店の店内環境の細菌汚染の除去

### 方法

- ① 協力店舗は 5 店舗である。
- ② 定休日の翌日の始業の前に、調査箇所（衣類を受け付ける場所および衣類を返却する場所）を清拭および消毒した。
- ③ 調査箇所の環境表面の細菌汚染をスタンプ培地を用いて調査した。
- ④ この調査を 1 日に 1 回（終業時）6 日間連続で行った。この間、始業時と終業時の間に必ず 1 日に 1 回、以下のワイプを用いて調査箇所の清拭を行ってもらった。
- ⑤ 使用したワイプはエタノール含侵ワイプと消毒薬を含まないワイプの 2 種類である。

### 結果

- ・ 1 日 1 回の清拭を行うだけで、衣類を返却する場所も衣類を受け付ける場所も検出される菌数は少ないままであった。
- ・ 消毒薬（エタノール）を含侵するワイプを用いた場合も、消毒薬を含まないワイプを用いた場合も、同様の結果が得られた。
- ・ 以上の傾向は、調査したどの店舗でも同様に見られた。店舗間で大きな結果の違いは見られなかった。

衣類を受け付ける場所（エタノール清拭）の細菌汚染（細菌数/dm <sup>2</sup> ）						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
店舗A	7	11	12	10	12	15
店舗B	8	15	18	15	10	15
店舗C	10	16	15	16	19	21
店舗D	8	14	19	10	20	18
店舗E	7	10	11	14	13	15

衣類を返却する場所（エタノール清拭）の細菌汚染（細菌数/dm <sup>2</sup> ）						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
店舗A	11	10	25	18	15	18
店舗B	15	18	22	19	16	17
店舗C	8	15	16	21	18	22
店舗D	10	11	22	18	19	24
店舗E	11	20	21	16	15	16

衣類を受け付ける場所（消毒なし清拭）の細菌汚染（細菌数/dm <sup>2</sup> ）						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
店舗A	5	10	19	15	20	18
店舗B	5	15	25	18	15	11
店舗C	11	15	15	16	11	18
店舗D	15	16	21	20	15	21
店舗E	12	18	25	21	18	25

衣類を返却する場所（消毒なし清拭）の細菌汚染（細菌数/dm <sup>2</sup> ）						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
店舗A	8	12	21	28	15	21
店舗B	10	15	21	21	16	18
店舗C	8	13	17	15	16	15
店舗D	9	18	25	18	21	14
店舗E	6	20	28	21	24	18

## 考察

- ・ 1日1回の清拭を行うだけで、クリーニング引き受け店における衣類の受け渡し場所は細菌汚染を最小限に抑えることができる。
- ・ 清拭に用いるワイプは消毒薬を含むものであっても、含まないものであっても、その効果に大きな違いはない。

## 資料9 クリーニング引き受け店に併設されたロッカー内の細菌汚染の状況

### 方法

- ① 協力店舗は5店舗である。
- ② 定休日の翌日の始業の前に、店外に設置した衣類の受け渡し用のロッカーの内部を清拭および消毒した。
- ③ ロッカーの底面部の環境表面の細菌汚染をスタンプ培地を用いて調査した。
- ④ この調査を1日に1回（終業時）6日間連続で行った。この間、調査個所の清掃は行わなかった。

### 結果

- ・ 研究開始時は検出菌数は少なかった。しかし、日が進むにつれ、検出される細菌数が増加した。
- ・ 店内の環境に比べ多くの菌が検出される傾向が認められた。
- ・ 詳細な菌種同定は今後の仕事であるが、簡易同定の結果、検出細菌の多くは、バシラス属、ブドウ球菌属、コリネバクテリウム属および真菌であった。店内の環境に比べ多くのバシラス属が検出される傾向が認められた。
- ・ 以上の傾向は、調査したどの店舗でも同様に見られた。店舗間で大きな結果の違いは見られなかった。

ロッカー内部（清掃なし）の細菌汚染（細菌数/dm <sup>2</sup> ）						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
店舗A	7	25	28	51	65	75
店舗B	8	30	35	45	61	78
店舗C	10	18	22	35	49	89
店舗D	10	28	29	38	59	75
店舗E	12	30	32	49	58	69

### 考察

- ・ クリーニング引き受け店が店外に設置したロッカーの内部は細菌に汚染されている。
- ・ 清掃を行わないと、汚染菌量は増加する。
- ・ 汚染菌種は、生活環境中に存在する菌（バシラス属、真菌）の他に、ヒトの皮膚由来の細菌（ブドウ球菌属、コリネバクテリウム属）が存在することから、衣類に起因する細菌汚染が起きていると考えるべきである。

## 資料 10 クリーニング引き受け店に併設されたロッカー内の細菌汚染の除去

### 方法

- ① 協力店舗は 5 店舗である。
- ② 定休日の翌日の始業の前に、店外に設置した衣類の受け渡し用のロッカーの内部を清拭および消毒した。
- ③ ロッカーの底面部の環境表面の細菌汚染をスタンプ培地を用いて調査した。
- ④ この調査を 1 日に 1 回（終業時）6 日間連続で行った。この間、始業時と終業時の間に必ず 1 日に 1 回、以下のワイプを用いてロッカー内部の清拭を行ってもらった。
- ⑤ 使用したワイプはエタノール含侵ワイプと消毒薬を含まないワイプの 2 種類である。

### 結果

- ・ 1 日 1 回の清拭を行うだけで、ロッカー内部から検出される菌数は少ないままであった。
- ・ 消毒薬（エタノール）を含侵するワイプを用いた場合も、消毒薬を含まないワイプを用いた場合も、同様の結果が得られた。
- ・ 以上の傾向は、調査したどの店舗でも同様に見られた。店舗間で大きな結果の違いは見られなかった。

ロッカー内部（エタノール清拭）の細菌汚染（細菌数/dm <sup>2</sup> ）						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
店舗A	8	22	25	26	28	24
店舗B	10	21	23	20	22	20
店舗C	11	18	22	24	21	23
店舗D	11	18	28	30	25	29
店舗E	9	15	25	21	20	14

ロッカー内部（消毒なし清拭）の細菌汚染（細菌数/dm <sup>2</sup> ）						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
店舗A	6	23	26	28	28	25
店舗B	11	22	24	25	25	24
店舗C	12	20	25	26	22	25
店舗D	15	20	29	30	29	28
店舗E	8	19	28	25	21	25

## 考察

- ・ 1日1回の清拭を行うだけで、クリーニング引き受け店が店外に設置したロッカー内部の細菌汚染を最小限に抑えることができる。
- ・ 清拭に用いるワイプは消毒薬を含むものであっても、含まないものであっても、その効果に大きな違いはない。

国立保健医療科学院長 殿

機関名 北里大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 島袋 香子

次の職員の令和4年度 厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業

2. 研究課題名 クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立

3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学部・教授

(氏名・フリガナ) 林 俊治 ・ ハヤシ シュンジ

#### 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項) 一般市民を対象としたアンケート調査を行う予定であり、これは人を対象とした研究であるため、倫理審査を必要とする。これについては既に審査の申請の準備は整っており、近日中に申請する予定である。

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

#### 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。



令和5年5月30日

国立保健医療科学院長 殿

機関名 北里大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 島袋 香子

次の職員の令和4年度 厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業

2. 研究課題名 クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立

3. 研究者名 (所属部署・職名) 医療衛生学部 ・ 教授

(氏名・フリガナ) 清 和成 ・ セイ カズナリ

#### 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

#### 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和5年5月30日

国立保健医療科学院長 殿

機関名 北里大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 島袋 香子

次の職員の令和4年度 厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業

2. 研究課題名 クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立

3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学部・講師

(氏名・フリガナ) 中村 正樹 ・ ナカムラ マサキ

#### 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

#### 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和5年3月24日

国立保健医療科学院長 殿

機関名 北里大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 島袋香子

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業

2. 研究課題名 クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立 (22LA1009)

3. 研究者名 (所属部署・職名) 北里大学・看護学部・准教授  
(氏名・フリガナ) 伊藤 道子 ・イトウミチコ

#### 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	北里大学利益相反委員会	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

#### 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。 ・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

国立保健医療科学院長 殿

機関名 防衛医科大学校

所属研究機関長 職 名 学校長

氏 名 四ノ宮成祥

次の職員の令和4年度 厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業
2. 研究課題名 クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立
3. 研究者名 (所属部署・職名) 防衛医学研究センター 助教  
(氏名・フリガナ) 金山 敦宏・カナヤマ アツヒロ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

## その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

国立保健医療科学院長 殿

機関名 防衛医科大学校

所属研究機関長 職 名 学校長

氏 名 四ノ宮成祥

次の職員の令和4年度 厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業
2. 研究課題名 クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立
3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学科・教授  
(氏名・フリガナ) 角田 正史・ツノダ マサシ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

## その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

国立保健医療科学院長 殿

機関名 自治医科大学

所属研究機関長 職 名 学 長

氏 名 永井 良三

次の職員の令和4年度 厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業

2. 研究課題名 クリーニング業の新業務形態の衛生学的安全性の検討および効果的な衛生管理手法の確立

3. 研究者名 (所属部署・職名) 医 学 部 ・ 学内准教授

(氏名・フリガナ) 笹原 鉄平 ・ ササハラ テッペイ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。